

委員会の公開について（案）

1．委員会議事録

議事録は、委員の了解をとった上でこれを公開するものとする。ただし、議事録の公開により当事者若しくは第三者の権利又は公共の利益を害する恐れがあるときには、議事録を非公開とすることができる。

議事録には発言委員の名前まで記入することとする。

2．委員会資料

委員会資料については、公開するものとする。

3．委員会の傍聴

委員会の傍聴は、一般傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の傍聴により第三者の権利又は公共の利益を害する恐れがあるときは、非公開とすることができる。

一般傍聴の詳細については別紙 - 3のとおりとする。

4．その他

1 から 3 までに定めるもののほか、委員会の公開に関し必要な事項は、委員会に諮った上でこれを定める。

5．適用

1 から 4 までについては、平成 17 年 1 月 21 日から適用する。